

特別代理人（臨時保佐人，臨時補助人）の選任申立てについて

1 概要等

(1) 特別代理人（臨時保佐人，臨時補助人）とは

本人と後見人等が共同相続人として遺産分割協議をする場合や後見人等のために本人の所有する不動産に抵当権を設定する場合など，本人と後見人等間の利益相反行為（法律上の利害が衝突する法律行為）については，後見人等に代わって，裁判所が選任した別の人（特別代理人）が本人を代理します。

(2) 申立権者

後見人等

※保佐人・補助人は，遺産分割など当該行為の代理権が付与されているか確認してください。代理権がない場合はこの申立てはできません。

(3) 審判の審理には日数を要しますので，時間的に余裕を持って行ってください。

2 申立てに必要なもの

共通の書類等

- 収入印紙 800円分
- 郵便切手 84円×5枚，10円×5枚
- 申立書

臨時保佐人及び臨時補助人の選任申立ての場合は，特別代理人選任の書式の「特別代理人」の部分それぞれ「臨時保佐人」又は「臨時補助人」に訂正した上でお使いください。

- 申立人及び本人の戸籍謄本
(すでに裁判所に提出している場合は，変更がなければ再度の提出は不要。)
- 申立人及び本人の住民票
(すでに裁判所に提出している場合は，変更がなければ再度の提出は不要。)
- 特別代理人候補者の本籍地記載のある住民票
- 特別代理人候補者の就任承諾書

(1) 遺産分割協議

- 遺産分割協議書（案）
- 遺産目録

- 相続関係図
- 被相続人（亡くなったかた）の死亡診断書コピー又は死亡の記載がある戸籍謄本（全部事項証明書）（すでに裁判所に提出している場合は不要）
- 遺産の内容がわかる資料（預金通帳，固定資産評価証明書等）のコピー
- 本人の相続分が法定相続分を下回る場合は，その事情を説明した書面

※ 原則として本人は法定相続分を取得する。

（上記遺産分割協議書（案），遺産目録，相続関係図及び遺産の内容がわかる資料のコピーについて，すでに裁判所に提出している場合は，変更がなければ再度の提出は不要。）

(2) 本人所有の不動産に抵当権設定（※居住用不動産の場合は，この申立てとともに居住用不動産の処分許可申立てが必要。）

- 所有不動産の全部事項証明書
（すでに裁判所に提出している場合は，変更がなければ再度の提出は不要。）
- 抵当権・根抵当権設定契約書（案）
- 金銭消費貸借契約書（案）
- 抵当権・根抵当権設定の必要性，債務者の借り入れ及び返済契約の妥当性，本人の意向等について記載した書面及び疎明資料
- 物件目録